

一般社団法人日本計算機統計学会 選挙等内規

1. 選挙権等

- ・選挙権：全会員（正会員，学生会員，賛助会員）が有する。
- ・被選挙権：正会員のみ有する。学生会員と賛助会員はもたない。
- ・会長・名誉会員の推薦権：正会員のみ有する。学生会員と賛助会員はもたない。

2. 評議員選挙

・投票用紙：

合計 12 名を記入する欄を設けたものにする。ただし、「大学・研究機関」から 4 名を、「企業など」から 4 名を記入し，残り 4 名は両枠のどちらからでも記入できるものにする。

・開票：

会長・副会長当選者以外から，所属枠ごとにそれぞれ上位 8 名を「所属枠当選」とし，残りの得票者について両枠を合わせて上位から定員が埋まるまでを当選とする。同数の場合は全体で 36 名までは当選とし，36 名を越える場合は選挙管理委員により同数者の抽選を行う。欠員補充のため，順位をつけて，選挙結果を保存する。

3. 会長・副会長選挙

・正会員からの推薦の手順

推薦は郵送か，推薦書のスキャンデータを事務局 (office@jscs.or.jp) 宛へ送付することで行う。推薦用紙を学会事務局または学会ホームページから取り寄せ，推薦書に推薦責任者の署名または記名押印，推薦人 9 名以上を記名し期日までに事務局へ送付することで推薦成立とする。電子データでの送付の場合は CC に推薦者を含めて送付を行い，事務局で推薦意思の確認を行う。提出された推薦書は会長・副会長候補者を選出する評議員会にて公表する。

・会長・副会長の欠員

任期中の欠員については，会長 1 名-副会長 1 名の状態を最低保つようにする。会長 1 名-副会長 1 名の状態を保てないときは，欠員を評議員の中から互選により補充する。これらの措置により役職の移動があった場合の経験期数の数え方は，残任期間が 1 年を越える場合のみ新役員の方に 1 期をカウントし，前役員にはカウントしないこととする。

4. 名誉会員の推薦

・評議員会での推薦

名誉会員を推薦しようとする評議員は推薦理由書を評議員会に提出する。

・正会員からの推薦の手順

推薦は郵送か、推薦書のスキャンデータを事務局 (office@jscs.or.jp) 宛へ送付することで行う。推薦用紙を学会事務局または学会ホームページから取り寄せ、推薦書に推薦責任者の署名または記名押印、推薦人9名以上を記名し事務局へ送付することで推薦成立とする。電子データでの送付の場合は CC に推薦者を含めて送付を行い、事務局で推薦意思の確認を行う。提出された推薦書は名誉会員候補者を選出する評議員会にて公表する。

【選挙等内規】

A. 会長・副会長選挙，評議員選挙について

I. 選挙管理委員の選出

1. 選挙管理委員は選挙の1ヶ月前までに評議員会で選出する。(通常の場合、評議員選挙と会長・副会長選挙を担当する。)
2. 選挙管理委員は役員以外の大学・研究機関から1名、企業などから1名の計2名とする。
3. 選挙管理委員の任期は当該選挙の終了時までとする。

II. 選挙方法

【評議員選挙】

A. 選挙方法

1. 選挙権は全会員（正会員，学生会員，賛助会員）が有し，被選挙権は正会員が有する。
2. 大学・研究機関（以下「A 枠」）から4名を，企業など（以下「B 枠」）から4名を，A 枠・B 枠のどちらからでも4名を記入する欄を設けた投票用紙と被選挙権者名簿を会員に送付する。
3. 会員は各枠に定められた人数以内で氏名を記入する。ただし，会長・副会長当選者は評議員会構成員となるので，本選挙による評議員当選者とならないことを明示する。
4. 会員は，その正確な住所を常時事務局に明らかにしておかなければならない。住所不明ないし住所不正確のため，会員が投票用紙の郵送を受けなかった場合，選挙管理委員会はその責を負わない。
5. 評議員の選挙人および被選挙人は，選挙を行う年の5月1日現在会員であり，かつ選挙管理委員会が別に定める日まで引き続き会員である者に限られる。

B. 開票

1. 学会事務局において選挙管理委員により開票を行う。
2. 開票にかかわる事務は事務局が担当する。
3. すべての有効得票を所属枠別（A 枠、B 枠別）に集計する。A 枠の記入欄に B 枠の被選挙人名が書かれたもの、B 枠の記入欄に A 枠の被選挙人名が書かれたものは無効とする。
4. 所属枠のそれぞれ上位 8 名を所属枠当選とし、残りの得票者について両枠を合わせて上位から定員が埋まるまでを当選とする。
5. 会長・副会長当選者は評議員会構成員となるので、評議員当選者に含めない。
6. 同数の場合は次のようにする。
 - ① 全体で 36 名（定員 30 名の 1.2 倍）までは当選とする。
 - ② 36 名を越える場合は、抽選とする。
 - ③ 一方の所属枠内で同数者がある場合、他方の所属枠で 8 名確保され、全体で 36 名を越えない場合すべて当選とする。
7. ①～③ 以外や特別の場合が生じたときは、選挙管理委員会において決定手順を決めるものとする。
8. 抽選は選挙管理委員によって開票時に行う。

C. 選挙結果の記録

1. 選挙結果は、得票者全員の得票を記録し、会長に報告する。また、記録は、該当評議員の任期期間中保存しておく。

D. 定員未充足の場合

1. 当該選挙により、定員が満たされない場合、欠員分を再選挙する。

E. 評議員の欠員

1. 評議員の任期中に欠員が生じた場合で、その欠員により評議員の総数が 30 名を下回った場合、C の記録に基づき次点の者をもって充てる。
2. 補充の方法は、欠員の生じ方によって次のように行う。
 - ① 欠員によって所属枠の定員 8 名を下回った場合は、その所属枠の定員が埋まるまで所属枠の次点の者を得票順に充てる。同数の場合は抽選とする（欠員数のみ補充する）。
 - ② ① 以外の場合は、得票の多い順に補充する。同数の場合は抽選とする（欠員数のみ補充する）。
3. 残任期間が 1 年を越える場合は、新しく評議員になった者の役員の経験期間とし

て 1 期を数えるものとし、残任期間が 1 年以下の場合は 1 期として数えないものとする。

4. C の選挙結果の記録に基づいても次点の数が少ないなどで欠員の補充ができない場合、対処の方法は残任期間などを考慮して評議員会で決定する。

F. その他

1. 上記以外の不測の事態については、選挙管理委員の責任で対処するものとする。

【会長・副会長選挙】

A. 候補者の擁立

1. 候補者は次の 2 つの方法で推薦する。
 - ① 評議員会での推薦
 - ② 正会員からの推薦
2. 正会員からの推薦の手順は次の通りとする。
 - ① 推薦書の提出は郵送もしくはスキャンデータの事務局への送付とする。
 - ② 推薦用紙を学会事務局または学会ホームページから取り寄せる。推薦用紙には次のことを記す。
 - 候補者氏名
 - 推薦理由
 - 推薦者氏名（氏名，所属，会員番号，E-mail）
3. この用紙に推薦代表者の署名または記名と押印，及び推薦者 9 名の記名を行い（推薦代表者・推薦者併せて 10 名）事務局へ郵送もしくはスキャンデータの送付を行い，期日までに到着したことで推薦成立とする。電子データでの送付の場合は CC に推薦者を含めて送付を行い，事務局で推薦意思の確認を行う。
4. 提出された推薦書は会長・副会長候補者を選出する評議員会にて公表する。

B. 投票方法

1. 会長，副会長（研究機関），副会長（企業）ごとに行う。
2. 候補者数が定数を超える場合は，候補者を列記し，定数の人数だけ選ばせる。ただし，会長の定数は 1 名とし，副会長の定数は，会長が属する枠は 1 名，属さない枠は 2 名とする。
3. 候補者数が定数を超えない場合は，信任投票として，投票を行う。

C. 開票

1. 学会事務局において選挙管理委員により，評議員選挙に先んじて開票を行う。
2. 開票にかかわる事務は事務局が担当する。

3. 会長，副会長（研究機関），副会長（企業）ごとに行う。
4. 候補者数が定数を超える場合は，
 - ① 得票数の順に定数までを当選とする。
 - ② 定数より多い候補者の得票数が同数の場合は同数内で抽選とする。
5. 信任・不信任投票の場合は
 - ① 多い方の決定に従う。
 - ② 信任・不信任同数の場合は，「信任」とする。
6. 抽選は選挙管理委員によって開票時に行う。
7. 正式な会長・副会長の就任は社員総会（評議員会）により承認された理事会の決議によって選定される。

D. 選挙結果の記録

1. 選挙結果は記録して，会長に報告する。また，記録は，該当会長・副会長の任期期間中保存しておく。

E. 定員未充足の場合

1. 当該選挙により，定員が満たされない場合，欠員分を再選挙する。

F. 会長・副会長の欠員

1. 会長の任期中に欠員が生じた場合は，副会長のいずれかを会長とし，空いた副会長の席は残任期間中は空席とする。いずれの副会長を会長にするかは評議員会で決める。
2. 副会長の任期中に 2 名以下の副会長に欠員が生じた場合は，欠員を補充しない。
3. 会長と副会長 2 名が欠員になった場合は，残った副会長を会長とし，評議員の互選により評議員の中から副会長 1 名を選び，副会長職に充てる。
4. 副会長 3 名がともに欠員となった場合は，評議員の互選により評議員の中から副会長 1 名を選び，副会長職に充てる。
5. 会長と副会長 3 名がともに欠員となった場合は，評議員の互選により評議員の中から会長 1 名，副会長 1 名を選び，会長職と副会長職に充てる。
6. これらの措置により役職の移動があった場合の経験期数の数え方として，次のルールを採用する。
 - ① 残任期間が 1 年を越える場合・・・新役員として 1 期をカウントし，前役員にはカウントしない
 - ② 残任期間が 1 年を越えない場合・・・新役員としては 1 期をカウントせず，前役員として 1 期をカウントする
7. 評議員の中から会長または副会長が選ばれたことによって生じた欠員は，1-E に

より充足する。

G. その他

1. 上記以外の不測の事態については，選挙管理委員の責任で対処するものとする。

B. 名誉会員の推薦について

【名誉会員の推薦】

A. 候補者の擁立

1. 候補者は次の 2 つの方法で推薦する。
 - ① 評議員会での推薦
 - ② 正会員からの推薦
2. 評議員会での推薦の手順は次の通りとする。
 - ① 名誉会員を推薦しようとする評議員は推薦理由書を評議員会に提出する。
 - ② ① を受けて評議員会は該当の名誉会員候補としての適否を審議する。
3. 正会員からの推薦の手順は次の通りとする。
 - ① 推薦書の提出は郵送もしくはスキャンデータの事務局への送付とする。
 - ② 推薦用紙を学会事務局または学会ホームページから取り寄せる。推薦用紙には次のことを記す。
 - 候補者氏名
 - 推薦理由
 - 推薦者氏名（氏名，所属，会員番号，E-mail）
 - ③ この用紙に推薦代表者の署名または記名と押印，及び推薦者 9 名の記名を行い（推薦代表者・推薦者併せて 10 名）事務局へ郵送もしくはスキャンデータの送付を行い，期日までに到着したことで推薦成立とする。電子データでの送付の場合は CC に推薦者を含めて送付を行い，事務局で推薦意思の確認を行う。
4. 提出された推薦書は名誉会員候補者を選出する評議員会にて公表する。

B. その他

1. 手順等について検討が必要な場合は，評議員会でこれを行うものとする。

付則

1. 実施期日 令和 6 年 4 月 1 日
2. この内規の改正は，評議員会で行う。